

京都市訓令甲第37号

芸術大学

京都市立芸術大学授業料減免審査規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表備考2中「盲学校，ろう学校及び養護学校（以下「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に，「盲学校等の」を「特別支援学校の」に改める。

附 則

この訓令は，平成19年4月1日から施行する。

(芸術大学学生課)